

介護保険に関するお知らせ

問介護保険課☎724・4366

「介護保険負担限度額認定証」「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」の更新手続きについて

介護保険負担限度額認定証・生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証の有効期間が7月31日で終了します。

同認定証・確認証をお持ちの方が、8月1日以降もそれぞれの軽減を受けるためには更新の手続きが必要です。

手続き方法各申請書(各高齢者支援センター、介護保険課(市庁舎1階)で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)に記入し、必要書類を添えて、8月31日まで(消印有効)に直接または郵送で現在入

所中の市内施設または介護保険課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

「介護保険負担割合証」を7月16日に発送します

介護認定を受けている方に、8月1日からお使いいただく介護保険負担割合証を7月16日に発送します。

届きましたら、ケアマネジャーや利用している介護保険サービス事業所にご提示下さい。

なお、適用期間の終了年月日が令和元年または平成31年7月31日となっている介護保険負担割合証は8月1日以降使用できません。

お送りします 国民健康保険高齢受給者証(更新証)

問保険年金課☎724・2124

国民健康保険に加入している70~74歳の方が現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、7月31日です。8月1日からお使いいただく高齢受給者証は、7月中に世帯主の方宛てに届くように普通郵便でお送りします。

なお、今回お送りする高齢受給者証の有効期限は2020年7月31日までです(途中で75歳になる方は誕生日の前日まで)。

医療機関を受診する際は、保険証と高齢受給者証の2枚を提示する必要があります。保険証は捨てないようご注意ください。

多摩都市モノレール町田方面延伸加速化プロジェクトを立ち上げました

問多摩都市モノレール推進室☎724・4077

市では、多摩都市モノレールの町田方面への延伸を1日でも早く実現するため、モノレールの導入空間となりうる町田都市計画道路3・3・36号線の用地について、先行取得を進める「多摩都市モノレール町田方面延伸加速化プロジェクト」を立ち上げました。

対象となる用地は、町田都市計画道路3・3・36号線の区域内のうち、町田市民病院付近から芹ヶ谷

公園付近までの区間の土地(下地図参照)です。

詳細は町田市ホームページをご覧ください。



後期高齢者医療制度のお知らせ

問保険年金課☎724・2144

負担割合が変わる方に新しい「後期高齢者医療被保険者証」を発送します

8月から負担割合が変わる方の新しい被保険者証を7月上旬に簡易書留郵便で発送します。今まで使用していた被保険者証は8月1日以降に市役所へお返し下さい。

負担割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証を引き続きお使い下さい。

○負担割合について

医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は、1割または3割です。

負担割合は毎年8月1日を基準に前年度の所得や収入に応じて判定し、有効期限内であっても変更されます。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」をお送りします

両認定証は、外来診療時及び入院時に、あらかじめ医療機関に提示すると、保険適用の窓口負担が自己負担限度額までとなるもので

す。また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院時の食事代が減額されます。

現在お使いいただいている両認定証は、有効期限の平成31年7月31日(令和元年7月31日)を過ぎると使用できません。8月1日以降、ご自身で破棄していただくか、市役所へお返し下さい。

次のすべてに該当する後期高齢者医療被保険者の方には、8月1日からお使いいただく新しい認定証を、7月下旬にお送りします。①過去に両認定証の交付を受けたことがある方②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証=住民票上の世帯員全員が2019年度住民税非課税の方、後期高齢者医療限度額適用認定証=住民票上の世帯員で後期高齢者医療被保険者全員の2019年度の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方 ※②に該当していても、過去に認定証の交付を受けたことがない方へは送付しません。新規に認定証が必要な方は申請して下さい。認定証は申請のあった月の1日から適用されます。

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市教育委員会定例会	7月5日(金)午前10時から	市庁舎10階会議室10-3~5		会議当日に教育総務課(市庁舎10階、☎724・2172)へ
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	7月8日(月)午前10時~正午	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	事前に電話で市政情報課(☎724・8407)へ
町田市国民健康保険運営協議会	7月11日(水)午後2時~4時	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	7月5日までに電話で保険年金課(☎724・4027)へ
町田市廃棄物減量等推進審議会	7月11日(水)午後6時30分~8時30分	市庁舎2階会議室2-2	10人(申し込み順)	7月10日までに電話で環境政策課(☎724・4379)へ
町田市会計基準委員会	7月12日(金)午前10時~正午	市庁舎10階会議室10-5	3人(申し込み順)	事前に電話で会計課(☎724・2196)へ

国民年金保険料の免除・納付猶予制度と各種年金の受給額のご案内

問保険年金課国民年金係☎724・2127、八王子年金事務所☎042・626・3511

【納付が困難な場合】

失業や所得減少などで、国民年金定額保険料(月額1万6410円)を納めることが困難な場合に、所得基準により、保険料納付が免除や猶予となる制度があります。2年1か月前までの未納保険料について免除や猶予の申請ができます。

承認を受けた期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に加えられ、年金額にも一部反映されます。一部免除の場合は、残りの必要な保険料を納めないと未納の扱いとなり、受給資格期間に加えられず、年金額にも反映されません。

なお、承認を受けた期間は、保険料を全額納めたときに比べて、老齢基礎年金の年金額が少なくなるため、10年以内であれば、これらの期間の保険料を「追納」することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。

【免除・納付猶予の申請受付】

7月~2020年6月分の保険料の免除や猶予の申請受付を開始します。

場保険年金課(市庁舎1階)、各市民センター
持ち物認印、年金手帳(失業を理由に申請する方は、離職票等も必要)

※必要な書類等の詳細はお問い合わせ下さい。

【今も将来も老後も、国民年金は生涯の備えです】

国民年金制度は、老齢になったとき、病気やけがで重度の障がいが残ったとき、家庭の生計を支える方が死亡したときの生活の維持に備えるための制度です。保険料未納期間があると、各種年金の受給資格を満たさなくなる場合があります。年金受給手続きの際は、保険年金課国民年金係へご相談下さい。

なお、厚生年金や共済組合の加入期間のある方、国民年金第3号被保険者期間のある方は、八王子年金事務所へご相談下さい。

国民年金の給付の種類と年金受給額(2019年度)

種類	年金受給額(年額)
老齢基礎年金	78万100円(満額)
障害基礎年金	97万5125円(1級) 78万100円(2級)
遺族基礎年金	100万4600円 (子が1人いる配偶者の場合)
寡婦年金	
死亡一時金	国民年金保険料を納めた期間に応じた金額
外国人のための脱退一時金	